

津和野ゆっくり滞在団体旅行助成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、(一社)津和野町観光協会(以下「観光協会」という。)が、津和野ゆっくり滞在団体旅行助成事業補助金(以下「補助金」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 新型コロナウイルス感染拡大防止により落ち込んでいる津和野町内の経済を回復させていくため、中国5県並びに九州6県、四国4県からのバス旅行及びJR利用の旅行を支援することで、町内の宿泊施設、観光施設、お土産店等の幅広い利用を促進することを目的とする。

(交付の対象)

第3条 補助金の交付対象となる事業の内容及び補助金の上限額は次のとおりとする。

(1) 対象事業者

中国5県並びに九州6県、四国4県に営業所を有し旅行業法(昭和27年法律第239号)第3条の規定に基づく登録を受けている旅行会社

(2) 対象事業

中国5県並びに九州6県、四国4県を出発地及び帰着地とした貸切バス又はJRを利用した次の要件を満たす「募集型企画旅行」又は「受注型企画旅行」(以下、「対象事業」という。)とする。

- ① 以下のⅠ(日帰り)、Ⅱ(宿泊)の条件をそれぞれ満たすプランであること
 - Ⅰ 津和野町内にて食事、尚且つ津和野町内滞在時間2時間以上であること
(食事時間も含む)
 - Ⅱ 津和野町内宿泊施設に1泊尚且つ2時間以上のフリータイムがあること
お客様が到着後及び出発までの時間で2時間以上町内のお土産店等に自由に往来出来ること。
- ② 津和野町内各施設からの送客手数料等を受けていないこと
(宿泊施設・食事施設・お土産店等)
- ③ 1団体の構成人数が9名以上であること
- ④ 令和2年8月24日以降に出発し、令和3年3月28日までに帰着する旅行であること
- ⑤ 対象事業が、島根県及び公益社団法人島根県観光連盟が実施する補助金を受けていないこと

(3) 補助金の額及び上限額 以下のⅠ(日帰り)Ⅱ(宿泊)の条件を満たすプランであること

補助金額	Ⅰ 津和野町内にて食事、尚且つ津和野町内滞在時間2時間以上であること。(食事時間も含む)	50,000円
	Ⅱ 津和野町内宿泊施設に1泊尚且つ2時間以上のフリータイムがあること。 お客様が到着後及び出発までの時間で2時間以上町内のお土産店等に自由に往来出来ること。	100,000円

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下、「補助事業者」という。)は、事前に補助金交付申請書(様式第1号)を観光協会会長(以下「会長」という。)に提出しなければならない。

(交付の決定)

第5条 会長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、審査の上、適当と認めるときは、補助金交付決定通知書(様式第2号)により補助金の交付を決定し補助事業者へ通知する。

2 前項の決定には、必要に応じて条件を付することができる。

(補助金の変更交付申請)

第6条 補助事業者は、前条の交付決定後に事業の内容を変更又は中止する場合は、速やかに補助金変更交付申請書(様式第3号)を提出し、会長の承認を受けなければならない。

2 会長は、前項の補助金変更交付申請書が提出された場合において、変更を承認するときは、補助金変更交付決定通知書(様式第4号)により通知する。

(実績報告)

第7条 補助事業者は、補助事業が終了したときには、補助事業完了後14日以内に補助金実績報告書(様式第4号)に以下の書類を添付し会長に提出しなければならない。

(1) 添付書類

① 旅行の全行程がわかる資料

② 食事、宿泊施設等が発行する立ち寄り証明書(様式第5号)又は領収書

(補助金の額の確定)

第8条 会長は、前条の報告があった場合には、必要な検査を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が適正であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書(様式第6号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の支払い)

第9条 補助金の支払は精算払とする。

2 補助事業者は、補助金の支払いを受けようとするときは、補助金請求書(様式第7号)を会長に提出しなければならない。

(帳簿の整理)

第10条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を記載した帳簿を設けるとともに、その証拠となる書類を整備し、かつ、これらの書類を補助事業完了の年度以降5年間保存しなければならない。

(その他)

第11条 新型コロナウイルス感染症対策を実施すること。また、保健所からの調査、指導等があった場合には、全面的に協力すること。

2 この要綱に定めるもののほかは、必要な事項については、会長が別に定める。

附則

この要綱は、令和 2 年 8 月 10 日から施行する。

別表 1 (第 3 条)

食事の条件	(1) 昼食又は夕食であること。おやつ(軽食)は含まない。月 10 日から施行する (2) バス車内や列車内での移動中にとるお弁当等による食事は含まない (3) 自由行動する場合にあって、旅行行程等で自由に食事をとることが確認できるときは対象とする
-------	--

別表 2 (第 3 条)

施設	条件等
・ 食事施設 ・ 宿泊施設	(1) 施設の立ち寄り証明書(様式第 5 号)又は施設の領収書の発行が受けられること (2) 宿泊の場合は、宿泊証明書(様式第 5 号)又は施設の領収書の発行が受けられること